時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價逓送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚三錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

政黨以外に超然たる内閣

西洋立憲政治國中英國あどの慣例を見るに内閣は實際責任を國會に負ふの風なるが故に内閣員も反對黨も共に國會議場に立ちて共に政治上の論議を爲し議員多數の信任に訴へて内閣を維持するの趣向にして朝野政黨の勝敗は逐次内閣の交迭を爲す可し、之を政黨内閣と云ふ、立憲政治、國會制度の妙機轉は政黨内閣交迭の斯く順次圓滑に行はるゝの一事に在れども是れは多年の實驗に因りて以心傳心、國會政治と云へる大機關を運轉するに慣れ又その機關も運轉に因りて樞軸に油を増し一轉又一轉その間に故障弊害を見ざるに至りたる所以にして今より百餘年前に遡りて同國政黨の有樣を顧れば黨派の區別も種々にして小天狗銘々一方に威張り爲めに議院の統一を失ひたるの實あるを見る可し然るに其後年所を經て政黨政治の進歩するに隨ひ所謂木の葉天狗の中より一二の大天狗を出し此大天狗の才略、辨論、超然として凡俗の群を拔き他の小天狗に比較すれば首丈け許の高きが爲め推されて議院中の先達と爲り幕下の益々加はるに隨ひ院中無數の小天狗も自から分立の不得策を知り次第々々に團結して其首領の命令に從ひ斯くて政黨の形の完備するに及んで彼の内閣の交迭も其向背に決するに至りたる者にして今此年來の習慣に成りたる政黨内閣の組織法を一朝我國に適用して當初より非の圓滑を期するは望んで得可らざるものならん蓋し我日本國には既に政黨の名あれども此政黨が政治上の實務に當りたることあるに非ず要するに政黨は離立せず多數個々の小天狗は各々その門戸を張りて一個大天狗の配下に屬せず國會議場の討論に於ても彼の政黨政治國の慣例に因り黨中重立ちたる政事家が其黨を代表して說を述べ他は皆な之れを贊成して銘々八釜しく演說せざるが如き議事法を採ると固より容易あらざる可く兎に角立憲政治に於ては所謂初舞臺の事なれば國會と内閣との關係の如きも亦臨機の變則法に據りて必ずしも他の立憲政治國に擬するみと難かる可し即ち山縣伯の内閣が國會は國民の意向を代表する一機關として立法上之れと相談すれども内閣は政黨以外に超然として至正至公以て黨派論の是非を取捨せんとす云々と云ふが如き自から一種の臨機案にして既に國會を開設する以上は何時まで此臨機案を以て内閣を處するを得べきや我輩の知らざる所なれども國會開設匆々の際、議院政黨の向背に因りて直に内閣の交迭を來さ一選擧動搖なきが如き國家の慶事に非ざる可きが故に如何さま今日の處にて内閣は政黨以外に超然として國會に接して十分ろの意見を取捨し内閣を組織すると同時に政黨運動の慣例を養ふて次第に自然たる政黨政治に移り又彼の政黨内閣を作るの地歩を開くと蓋し安全の策なる可し山縣伯の内閣は果して斯かる決心を以て國會に對するの所存あるか其内閣に列する者は心に於ても形に於ても眞實政黨外に超然として政黨紛論の場所柄たる國會に入ると避けざる可らず然るに今の内閣員中松方伯並に青木子は貴族院議員に當撰し山田伯は次點者繰上を以て同議員に列し又陸奥農商務大臣は和歌山縣第一撰擧區の推撰を以て衆議院議員の名稱に入れり斯くて山縣伯の内閣員が貴族院に又衆議院に臨み其平常内閣に論議する所を移して之を議院政黨中に論じ自然政府を辨護して之に反對する者を駁し一言半句も忽ち政黨問題と爲るやうの勢あるに當り拙者の斯く申すは何々縣の撰擧區を代表したる一議員として論ずるあり否、内閣員の資格を以て言ふに非ざるなりなど陳ずるも同一の人に二說ある筈なく現に大臣の椅子を占むるものが議院の辨論に過不及あれば内閣一同自然其責に任せざる可らざるが故に内閣員中一二國會に列する者ありとて政府の議院に對するの勢力には格別の重みを加へずして爲めに政黨以外に超然たる内閣の性質を妨げ山縣内閣の爲めに謀りて聊か不利なるのみあらず初度の國會不整頓の際、内閣の位地如何に就き議院の中に物論を生じて宜しからざる事例を遺すの掛念なきにあらず、知らず山縣内閣は其命脈の續かん限り所謂超然主義を以て始終一貫せんと欲するや果して然らば今日に於て斷然疑似の形跡を絕ち其内閣員をして國會議員たるを辭せしむるか左あくば大臣たるを辭して國會議員たらしむるか兩者その一に居らしむるみと至當ある可し我輩は今後山縣内閣が如何に彼の内閣員兼國會議員たる者を處分するか此一事に因りて以て其内閣の政黨以外に超然たるや如何を判斷せんと欲するものあり

官報

朕執達吏規則ヲ裁可シ之ヲ公布セシム此法律ハ明治二十三年十一月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス

御名　御璽

明治廿三年七月廿四日

内閣總理大臣伯爵山縣有朋
司法大臣伯爵山田顯義

法律第五十一號

執達吏規則

第一條　執達吏ハ區裁判所ニ屬シ法律ニ從ヒ訴訟ニ關スル書類ヲ送達シ及裁判ヲ執行スルモノトス○第二條　執達吏ハ當事者ノ委任ニ依リ左ノ事務ヲ取扱フコトヲ得」第一　動産不動産ノ任意競賣ヲ爲スコト」第二　告知及催告ヲ爲スコト」第三　拒證書ヲ作ルコト○第三條　執達吏ハ法律規則ニ定メタル職務、外裁判所及檢事局ノ命令ニ依リ其職務ニ屬スル事務殊ニ左ノ事務ヲ取扱フノ義務アリ」第一　書類物品ノ送付ヲ爲スコト」第二　罰金科料過料ノ徵收シ及沒收物品ヲ取上ケ若クハ賣却スルコト」第三　令狀ノ執行ヲ爲スコト○第四條　執達吏ハ所屬區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事ノ監督ヲ受ク」他ノ判事又ハ檢事ニシテ職務上事務ヲ命シタルトキハ其事務ニ限リ執達吏ニ對シ監督權ヲ有ス○第五條　執達吏ハ所屬區裁判所所在地ニ住居ヲ定ムヘシ但地方裁判所長ノ許可ヲ得タルトキハ其區裁判所管轄内ニ限リ他ノ地ニ住居ヲ定ムルコトヲ得○第六條　執達吏ハ所屬區裁判所所在地ニ役場ヲ設クヘシ○第七條　一區裁判所ニ數名ノ執達吏アルトキハ裁判所及檢事局ノ命令ニ依ル事務ト裁判所書記ヲ經テ委任スヘキ事務トヲ各執達吏ニ分配スヘシ此分配ハ成ルヘク土地ノ區劃ニ從フヘシ」事務分配ハ毎司法年度ノ終ニ於テ區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事前以テ之ヲ定ム」執達吏ノ爲シタル事務ハ事務分配上其事務他ノ執達吏ニ屬シタリトノ事實ノミニ因リ其效力ヲ失フコトナシ○第八條　執達吏ハ左ノ場合ニ於テ其職務ノ施行ヨリ除斥セラルヘシ」第一　自己又ハ其婦カ當事者若クハ被害者タルトキ又ハ當事者ノ一方若クハ雙方又ハ被害者ト共同權利者共同義務者若クハ償還義務者タルノ關係ヲ有スルトキ」第二　自己又ハ其婦カ當事者ノ一方若クハ雙方又ハ被害者又ハ其配偶者ト親族ナルトキ但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキト雖亦同シ」第三　自己カ同一ノ事件ニ付限定人若クハ鑑定人ト爲リ又ハ訊問ヲ受ケタルトキ又ハ法律上代理人ト爲ルノ權利ヲ有スルトキ若クハ之ヲ有シタルトキ○第九條　執達吏ハ民事訴訟ニ付テ其婦又ハ自己若クハ其婦ノ親族ノ爲ニノミ訴訟代理人及輔佐人トシテ法廷ニ出ルコトヲ得但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキト雖亦同シ○第十條　執達吏ハ其職務ヲ行フヘキ命令若クハ委任ヲ受ケタルトキハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス○第十一條　執達吏ハ特別ノ命令若クハ委任ヲ受ケタル場合ノ外自己ノ責任ヲ以テ左ニ揭クル者ニ臨時其職務ノ執行ヲ委任スルコトヲ得」第一　執達吏ノ登用試驗ニ及第シタル者」第二　執達吏ノ職務修習者ニシテ三箇月以上其職務ヲ修習シタル者」第三　裁判所書記ノ登用試驗ニ及第シタル者」第四　區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事ニ於テ臨時執達吏ノ職務ヲ行フニ適當ト認メタル者○第十二條　執達吏正當ノ理由アリテ其職務ヲ行フコトヲ得サルトキ又ハ之ヲ委任スルコトヲ得サルトキハ命令ヲ爲シタル裁判所及檢事局又ハ委任ヲ爲シタル本人ニ遲ニ其旨ヲ通知スヘシ」委任ヲ爲シタル本人ニ通知スルコト能ハサルトキ又ハ急遽ノ處分ヲ要スルトキハ其旨ヲ區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事ニ申立ツヘシ○第十三條　前條ノ場合其他執達吏差支アルトキハ區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ第十一條ニ揭クル者ニ執達吏ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得○第十四條　執達吏ハ一定ノ制服ヲ着スヘシ」臨時職務執行ノ委任ヲ受ケタル者ハ區裁判所ヨリ交付スヘキ鑑札ヲ携帶スヘシ○第十五條　執達吏ハ裁判所書記ヲ經タルト否トヲ問ハス委任ヲ受ケ職務ヲ行フニ付テハ定規ノ手數料ヲ受ク」執達吏ハ定規ノ手數料及立替金ノ外報酬ヲ受クルコトヲ得ス○第十六條　執達吏第三條ニ揭クル職務ヲ行フニ付テハ立替金ノ外手數料ヲ受クルコトヲ得ス○第十七條　執達吏第十一條ノ場合ニ於テ臨時職務執行ノ委任ヲ爲シタルトキハ其委任ヲ受ケタル者ニ報酬トシテ手數料十分ノ三以上ヲ支給スヘシ○第十八條　第十三條ノ場合ニ於テ臨時執達吏ノ職務ヲ行ヒタル者ハ其職務ニ付定メタル手數料ヲ受ケ及立替金ノ辨濟ヲ受ク○第十九條　執達吏ノ一年間ニ收入セシ手數料百八十圓ニ充タサルトキハ國庫ヨリ其不足額ヲ支給ス○第二十條　執達吏死亡シタルトキ又ハ停職免職若クハ轉任セラレタルトキハ區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事ハ左ノ處分ヲ爲スヘシ」第一　官印帳簿其他職務ニ關スル書類ヲ區裁判所ニ差出サシムルコト」第二　執達吏職務上保管シタル物品及書類ノ保全ニ必要ノ手續ヲ爲スコト○第二十一條　執達吏ハ官吏恩給法ニ照シ恩給ヲ受ク其恩給年額ハ第十九條ニ定メタル金額ヲ俸給額ト看做シテ算定ス○第二十二條　執達吏ハ此規則ニ依ルノ外總テ一般官吏ノ例ニ依ル

附則

第二十三條　執達吏ヲ置カサル間ハ區裁判所書記執達吏ノ職務ヲ行フ此場合ニ於テハ自己ノ責任ヲ以テ第十一條ニ揭クル者又ハ自己ノ適當ト思料スル者ニ臨時其職務ノ執行ヲ委任スルコトヲ得」裁判所書記前項ノ委任ヲ爲シタルトキハ其委任ヲ受ケタル者ニ執達吏ノ職務ニ付定メタル手數料十分ノ七以上ヲ支給スヘシ

朕執達吏手數料規則ヲ裁可シ之ヲ公布セシム此法律ハ明治二十三年十一月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス

御名　御璽

明治廿三年七月廿四日

内閣總理大臣伯爵山縣有朋
司法大臣伯爵山田顯義

法律第五十二號

執達吏手數料規則

第一條　執達吏ハ此規則ニ從ヒ手數料ヲ受ク○第二條　書類送達ノ手數料ハ一通ニ付五錢トス○第三條　有體動産及未タ土地ヨリ離レサル果實幷爲替證券其他裏書ヲ以テ移轉スルコトヲ得ル證券ノ差押、假差押ニ付テノ手數料ハ左ノ區別ニ從フ

執行スヘキ債權額	手數料
二十圓マテ	三十錢
五十圓マテ	五十錢
百圓マテ	七十五錢
二百五十圓マテ	一圓
五百圓マテ	一圓二十五錢
千圓マテ	一圓五十錢

千圓ヲ超ユルトキハ二圓トス

若シ執務三時間以上ニ渉ルトキハ一時間毎ニ本條ニ定メタル手數料ノ十分ノ三ヲ加フ但其執務一時間ニ滿タサルモ一時間ト看做シテ算定ス

第四條　執達吏差押、假差押ヲ爲スヘキ場所ニ臨ムト雖差押フヘキ物ナキトキ又ハ差押フヘキ物ヲ換價スルモ強制執行ノ費用ヲ償フテ剩餘ヲ得ル見込ナキトキハ前條ニ定メタル手數料ノ半額ヲ受ク○第五條　民事訴訟法第五百五十六條第二項、第五百八十六條第二項、第六百十五條ノ場合及既ニ差押、假差押ニ着手シタル執達吏ノ死亡若クハ其他ノ理由ニ依リ委任ノ消滅シタルトキ物ヲ換價スル爲其委任ヲ引受ケタル場合ニ於テハ執達吏ハ第三條ニ定メタル手數料ノ半額ヲ受ク○第六條　特定ノ動産又ハ代替物ノ一定ノ數量ヲ債務者ヨリ取上ケ之ヲ債權者ニ引渡ス場合ニ於テハ其手數料ヲ五十錢トス若シ執務二時間以上ニ渉ルトキハ一時間毎ニ十五錢ヲ加フ但其執務一時間ニ滿タサルモ一時間ト看做シテ算定ス」前項ノ場合ニ於テ執達吏其場所ニ臨ムト雖引渡スヘキ物ナキトキハ前項ニ定メタル手數料ノ半額ヲ受ク○第七條　民事訴訟法第七百三十一條第一項ノ場合ニ於テハ執務三時間以内ハ手數料ヲ五十錢トス若シ其執務三時間以上ニ渉ルトキハ一時間毎ニ十五錢ヲ加フ但其執務一時間ニ滿タサルモ一時間ト看做シテ算定ス」前項ノ場合ニ於テ執達吏其場所ニ臨ムト雖船舶アラサルトキハ前項ニ定メタル手數料ノ半額ヲ受ク○第八條　民事訴訟法第六百四十三條第三項ニ依リ不動産ノ取調ヲ爲ス場合ニ於テハ第三條ニ定メタル區別ニ從ヒ其手數料ヲ受ク○第九條　動産、不動産及船舶ノ競賣ニ付テノ手數料ハ左ノ區別ニ從フ但競賣ニ依リ得タル金額執行スヘキ債權額ニ超過スルトキハ其債權額ヲ以テ競賣金額ト看做ス

競賣金額	手數料
二十圓マテ	六十錢
五十圓マテ	一圓
百圓マテ	一圓五十錢
二百五十圓マテ	二圓
五百圓マテ	二圓五十錢
千圓マテ	三圓

以上千圓毎ニ一圓ヲ加フ

任意競賣ニ付テモ亦前項ニ同シ

第十條　執達吏執行行爲ヲ爲スヘキ場所ニ臨マサル以前ニ民事訴訟法第五百五十條ニ依リ又ハ委任ノ消滅ニ依リ強制執行ヲ止メタルトキ又ハ支拂若クハ引渡ニ依リ強制執行ノ委任終了シタルトキハ各本條ニ定メタル手數料ノ十分ノ三ヲ受ク但第九條ノ場合ニ於テハ其手數料ヲ三十錢トス○第十一條　執達吏執行行爲ヲ爲スヘキ場所ニ臨ミタル後民事訴訟法第五百五十條ニ依リ又ハ委任ノ消滅ニ依リ強制執行ヲ止メタルトキ又ハ支拂若クハ引渡ニ依リ強制執行ノ委任終了シタルトキハ各本條ニ定メタル手數料ノ半額ヲ受ク但第九條ノ場合ニ於テハ其手數料ヲ五十錢トス○第十二條　第三條乃至第十一條ノ手數料ヲ受クヘキ行爲ニハ強制執行ノ場合ニ於ケル左ノ行爲ヲ包含ス」第一　警察上ノ援助ヲ求メ又ハ證人ノ立會ヲ爲サシムルコト」第二　執行行爲ニ屬スル催告其他ノ通知ヲ爲シ又ハ書類ノ送達ヲ爲スコト」第三　記名證券ヲ買主ノ氏名ニ書換ヘ及必要ナル陳述ヲ債務者ニ代リテ爲スコト」第四　支拂其他ノ給付、差押金錢及賣却金ヲ受取リ、交付シ若クハ供託シ又ハ受取證書ヲ交付シ又ハ差押物ヲ還付スルコト……

……信料」第三……第六　有價證券ノ記……費用」第七……人民及物ノ……

朕官吏非職條例中左ノ通改……

御名　御璽

明治廿三年七月廿四日

勅令第百三十九號……

第八條　削除……

雜報

○商工會に於ける……

……商會に於て印度……する一場の長演……したるが今其大……けて演說するの……

（前略）予は是……あかりしに昨……介を得て初め……を甚ふの念を……來余の祖先は……し印度人なり……と十萬人もあ……り左ればバル……二千二百年も……なり故に予は……間の貿易を土……務ねれば互に……(中略)抑も印……アと稱する地……記したるもの……ら斯の如く交……歩したるにも……痛嘆する所な……圖相に付て一……理もありて世……實に不幸なる……び幾多の外人……